**平成２８年（フ）第６号**
富山市森田2005番地
破産者　株式会社南富建設
1　決定年月日　平成28年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第７号**
富山市森田2005番地
破産者　株式会社ランチ富山（旧商号株式会社ペッパーランチ富山）
1　決定年月日　平成28年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第３５号**
栃木県栃木市大塚町2543番地
破産者　有限会社丸商
1　決定年月日　平成28年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

**平成２８年（フ）第６号**
三重県津市白山町二本木3591番地16
破産者　山下　義和
1　決定年月日　平成28年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

**平成２８年（フ）第２１号**
三重県鈴鹿市岸岡町589番地の６　社会福祉法人ジェイエイみえ会生活訓練事業所さんさん、前住所三重県鈴鹿市岸岡町589番地の２　鈴鹿厚生病院
破産者　髙田　美奈
1　決定年月日　平成28年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

**平成２８年（フ）第８８号**
三重県津市稲葉町2386番地87
破産者　髙山　和美
1　決定年月日　平成28年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

**平成２４年（フ）第３８１号**
長崎県長崎市岩川町２番14号
破産者　西津建設株式会社
1　決定年月日　平成28年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２７年（フ）第１２６１号**
横浜市都筑区川和町2342番地２
破産者　有限会社テクニカル・テクノ
1　決定年月日　平成28年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第１２６２号**
川崎市宮前区野川3257番地25
破産者　亡中島章三相続財産（開始決定時の表示中島章三）
1　決定年月日　平成28年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第１３２０号**
横浜市中区住吉町４丁目45番地１横浜新関内ビル501号
破産者　株式会社仲吉地所
1　決定年月日　平成28年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第６２１号**
横浜市保土ケ谷区常盤台33番13―503号
破産者　株式会社技建
1　決定年月日　平成28年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第６９７号**
神奈川県海老名市今里３丁目23番６号
破産者　有限会社西野電気
1　決定年月日　平成28年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第７３８号**
東京都世田谷区駒沢２丁目11番５号
破産者　寿美礼企画株式会社
1　決定年月日　平成28年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第９５号**
金沢市米泉町３丁目31番地３
破産者　株式会社五つ星
1　決定年月日　平成28年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所民事部

## 破産手続終結及び免責許可決定

**平成２８年（フ）第１０５号**
福岡県筑紫野市岡田２丁目10番地４　山ぼうし202号
破産者　トゥラスト産業こと　山崎　道徳
1　決定年月日　平成28年８月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２８年（フ）第１０６号**
福岡県筑紫野市岡田２丁目10番地４　山ぼうし202号
破産者　山崎美恵子
1　決定年月日　平成28年８月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２８年（フ）第４２１号**
福岡市西区富士見２丁目10番13―102号
破産者　前田千惠美
1　決定年月日　平成28年８月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２７年（フ）第１８０２号**
福岡県古賀市花鶴丘２丁目１番６―307号
破産者　佐々木憲次郎
1　決定年月日　平成28年８月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２７年（フ）第１９６号**
愛知県豊橋市忠興２丁目７番地の21
破産者　トラネックスジャパン東海こと　鈴木　孝昌
1　決定年月日　平成28年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２７年（フ）第１７７８号**
福岡県古賀市薦野1853番地１　パークサイド鳥居前106号
破産者　秦　　隆美
1　決定年月日　平成28年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部